

○財務省告示第三百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年九月二十八日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名					輸入数量
五	四	三	二	一	
七七四トン	一〇、五五三トン	二〇トン	〇トン	〇トン	

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	八トン
一八五トン	七九〇トン	七九〇トン	七九九トン	五、四八六トン	二九一トン	二三八、〇四九トン	五〇五、九九七トン	二、五四〇、三八六トン	三六、一一八トン	六、四九六トン	一五、四六〇トン	二、九三二トン	一一トン	一四トン		

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	九、一七四トン
二三五トン	○トン	五、四一七トン	一、七六六トン	○トン	九トン	二、二一六トン	四三五トン		